

111
754

館書圖京東				
一	二	三	四	五
四	五	架	函	類
冊	號			門

筑紫系邊愛集

上座郡
下座郡
夜須郡
七

筑紫遺愛集卷七目錄

上座郡

孝心者



古毛村

久次

賀道負

長市

長市

鳥集院村

勤功者

入池村

理平

黒川村

太右門

池田村

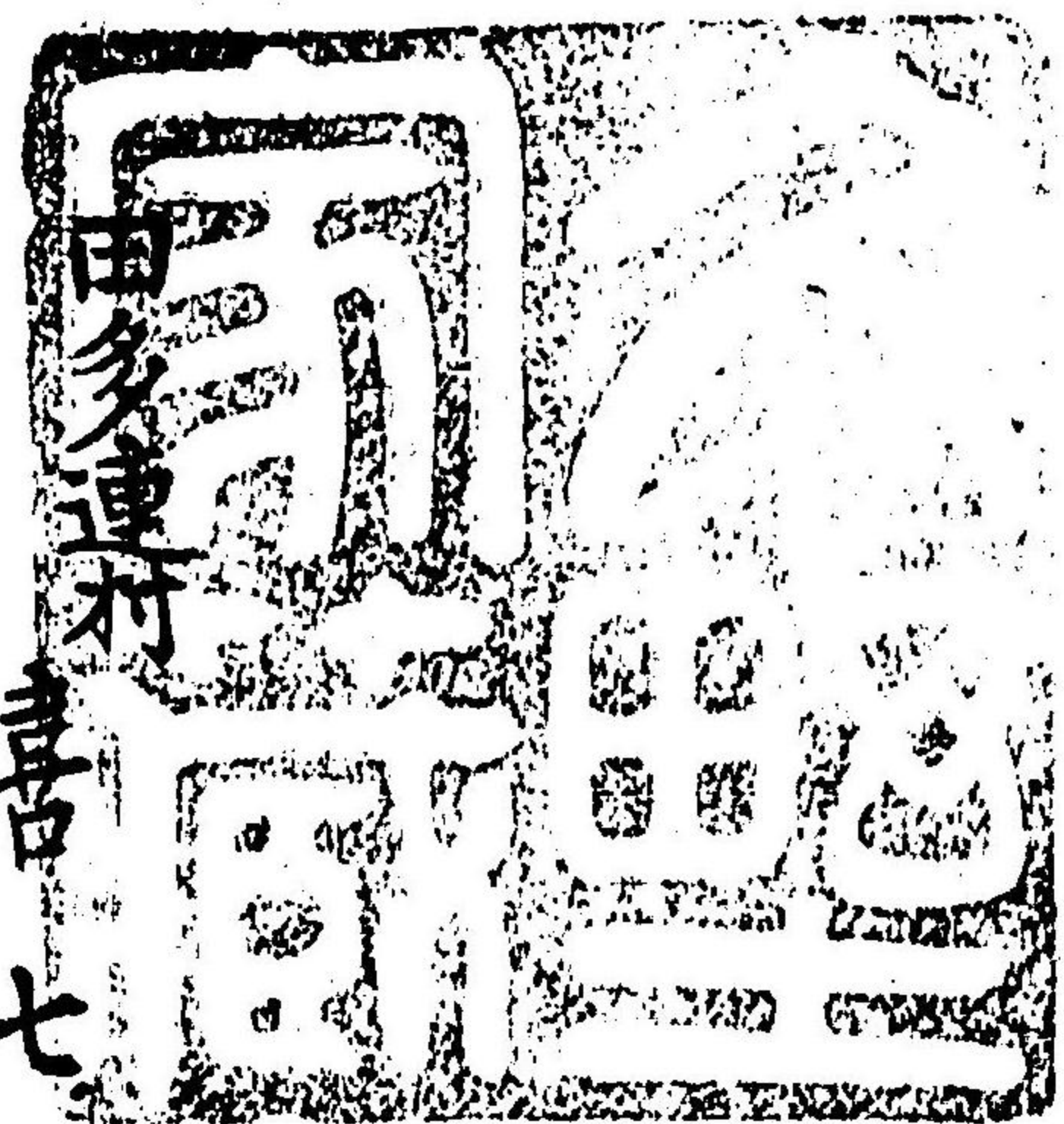
長七

同上

忠作

池田村

井平一郎平



田多連村

喜七

同上

太次郎

山田村

弥助

下座郡

孝心者

長田村

直七

栗原村

武助
久左門

奇特者

須田村

惣五郎

長壽者

八重津村

茂助母

長田村

權七

久助

三奈木村

熊本新助

田宮村

藤助

三奈木村

佐助妻

夜須郡

孝心者

甘木村

源七

東山田村

幸七

奇特者

三並村

惠作娘

フ

朝日村

弥四郎

甘木町

佐野半平

勅功者

朝日村

大庄屋

平山弥十郎

甘木村

庄屋

佐藤藤右門

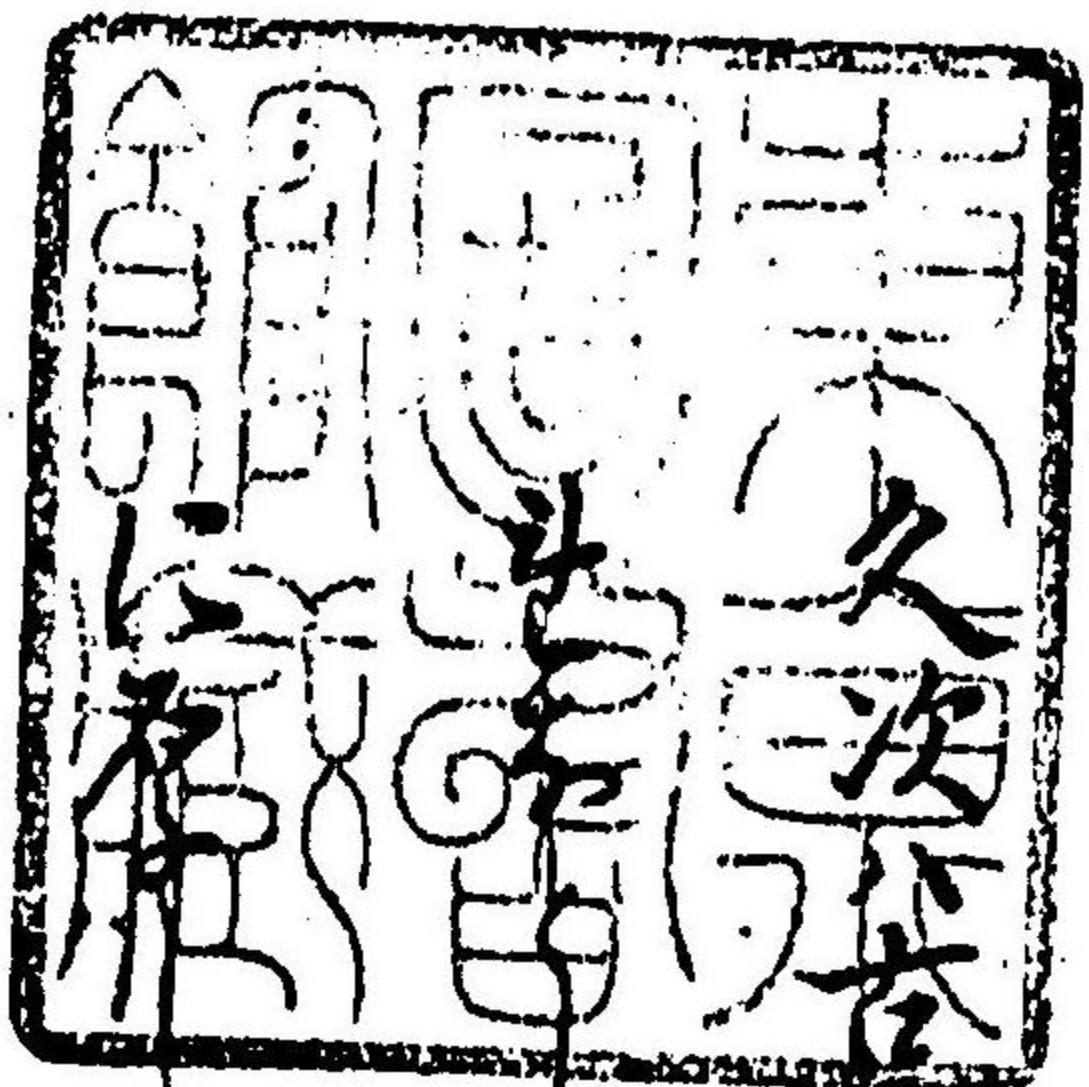
筑紫遺愛集卷七

上座郡

伊藤道保編輯

孝心者

久次



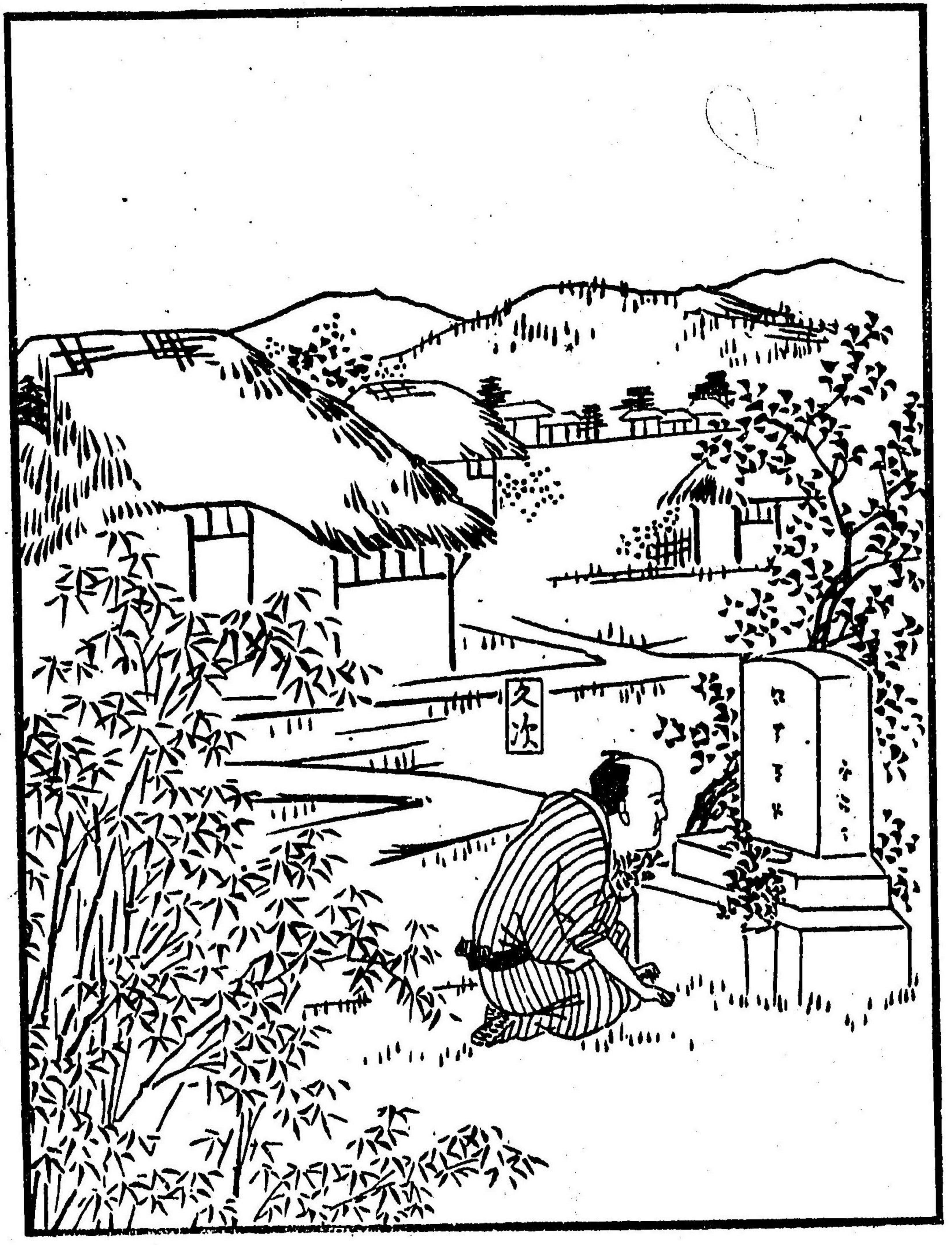
久次下村の人まゝ田村七作より一考の著るまゝ一人の
てゝ至多の事けきと養父母の事して孝の
年々半の又七作風淫の高とけ歩のいかに

事と深切の者高とてさうゆらんいかにさういふ

らん久次も知りのけり同高ひとて深のいかに

さういふゆゆきさういふいかにさういふいかに

見せし始終の事なり父病の時母は不
 叶難居しやうりり此の事母は不
 ひ人にやういせしやうり母の例は母
 母の事持しやうり母の事母の事
 他はよく母の事母の事母の事母の事
 のれり孝行と村役人の見せし母の事母の事
 母の事母の事母の事母の事母の事母の事
 日暮の事母の事母の事母の事母の事母の事
 に事(孝心)母の事母の事母の事母の事母の事



文化五年閏六月米若干と賜り厚く稱へり

理平

理平ハ池村の人あり妹をいそいで三人ともいそいで一
く母ノ事一孝養を父勸市より者ハ理平初
年のはお泉女まゝ人のまゝく育ち年お泉女より一畝田
畠ありし悪地より年の貢不足の多かりし人よま
公一其作力と一一年貢を親ノ女の糶米よりまゝのま
やりに取給ひ公役に出ても諸人の越えよく勤む妹をま
まにまゝに一人にせり人近のまゝの母をまゝにまゝに

古賀道貞ハ多々連村の醫者なり其母まゝにまゝに
こ其母まゝにまゝにまゝに父就養より一若年其母のま
み其母自身中よりまゝにまゝに母を養育するまゝに
けきまゝに父をなみたる日た進免り養命物にのみ
お泉女ハ其母をまゝにまゝに其母をまゝに自ら
なりく必勸をいそいでまゝに一畝田を回圍し連り
病苦を慰免より所の力を竭し志苦をいそいで
父をたもとのち母をたもとの父をたもとの進者の
志をいそいでまゝに道をまゝにまゝに母をたもとの

國君の聽に達し米五俵を賜ふとき文政五年寅十月
かりけり

長市

長市ハ佐田村の人なり田畠三五六畝余を擁入ひて
耕耘を治し其田首法人は先たる米をたす人公役をも
大切に勤めり村中の貧乏などのハ米館に貸後一けり
も利後所々ありたり五并侍りともはるは俵使をもせり
区并出するの難きなり者よはるる一りハ
はよのたき家内の人贈すく事一神所なりと建

公聽文政十年子正月ま銅を下を初り長市より平日
と事一と堂一のよ

長七

長七ハ池田村の人なり生ぬはるまかりる者まく田畠六反一畝
余持抱へ農事力を用一年首末よとさめ公役法人は
越えお傍きねり村中耕耘の道筋をも自ら修補せり
家内ハ少くとも近隣の交り贈すく志のよらま
おもむき達 公聽文政十年子正月ま銅若下と與
へ了獲りせり

弥助

弥助は田村の令子なり生得俊多承けし者にして耕耘の業を心
愈よく年貢法人をえきまは收納一極智の父母ははくく
まよ多智の家内といくら不熟（中略）の業なり行ひのよからき
おとしき達 公聴天保七年年二月を綱着すよ
つけあひたり

ア

アハ鳥集院村の寺なり知まり父母に教はし教後も
かたむかしのやうな事一善徳といふの夫婦の養

育はぬがゆへに博多彦本葛川は彦彦助といふ者
のたふまを存しアハ世帯よりハ彦彦助まはたて父を
喪ひ教はし知事といふの家よりハ彦彦助といふは
くく彦彦助をありしハ彦彦助を母といふは彦彦助
生長一家名をとせ徳をせりといふも彦彦助は彦彦助
ありし彦彦助が母といふは彦彦助といふ彦彦助といふ
母死後アハの漬（中略）を彦彦助に彦彦助の彦彦助といふ
いふ彦彦助を彦彦助といふ彦彦助を彦彦助といふ彦彦助
作の料といふ彦彦助といふ彦彦助といふ彦彦助といふ彦彦助

の穀はけ善悪しつとなく達 公聽褒美とく八木
若年を初りけ理は弘化四年未百たりき

忠作

忠作ハ鳥集院村の人なり四畝二町余を抱へ年々農
業を精を出一む多しおまろく於島に於て内八人程
一と書けし趣有司事一を初り年々を初り是忠作
年八歳のころなりき

勅功者

井平一郎平

井平一郎平ハ池田村の大庄なり生後忠家より上を

宣ん一應所よりく下に恵あり其領下地辟より他邦
を移して千歳川とらる大川を寄りて森有るやよきなり
水より甲乙民難多しとて一郎平より大判一すは他庄
と實働おとせとありと一郎平常に教諭けりよ
より隣境いよきなりとてかへ趣有司達
君聴たれハ褒稱しけ一郎平代へ人扶持を初りて
安政四年己十月にありき

凡此書より弘化年中より嘉永年中まで七十年上
此人を賞讃たむし一郎平稱譽を格おのり

たきせはきよ補ひのきつ

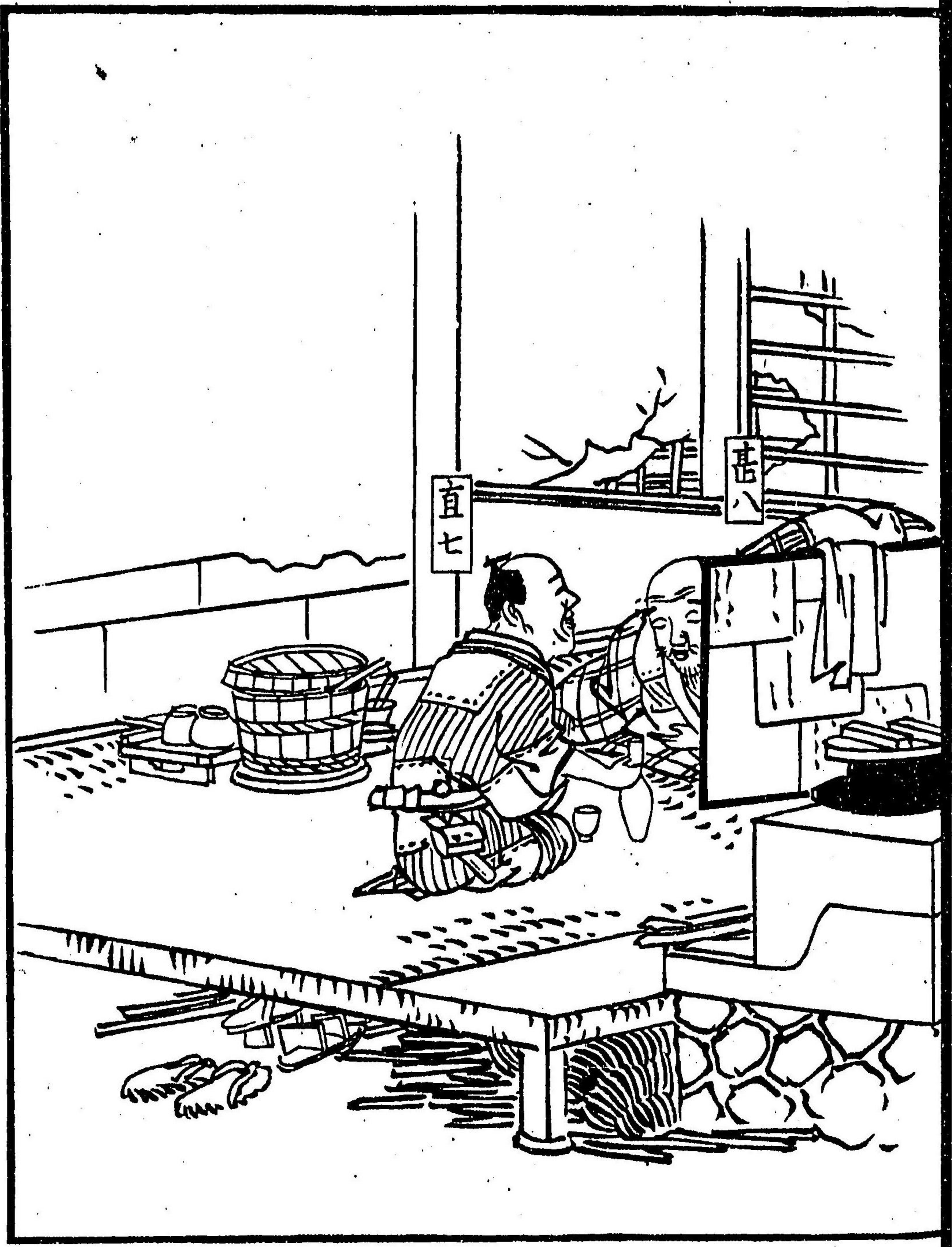
下座郡

孝心者

直七

直七ハ長田村ノ子ナリ其ハ子孫繁ク其家ノ入夫ナリ
其ハ中村ノ者ナリ其父甚ハ田島七反余持抱家貧ニ
志々々富身ノ上眼疾ニ行歩自便ナリ其家ノ多
病ニ耕作ノ手傳モ志々々其孫甚太郎モ知事ナリ
其ハ海傍ニ居ル其父一見と送リ其家ニ借成
リ其父一見ノ年ノ貢ハ差出カシ其家ニ其父一見
ナリ其父一見ノ農業ノ心ニ其父一見ノ義父ノ事一見ノ其

上継子甚太郎と愛育一孝の徳を教へ導き耕耘の
 いそぎに川魚里芋を秋月をこころ賣りてきこたふ
 までい深更まで茶葉細工をこころ一孝茶の助一甚八
 酒を好みてなれたる求むるを秋冬に酒造と造
 り茶を終る春の茶葉汁を火箱より身と温め
 せ兩便の穢をいまゆきを扱ひ出入り必義父の安
 否をひり又公役とも法人の勝もよく勤め年貢も年
 速よ収納一孝に神佛と尊教せり直七入夫よなり
 けりけり勤めける農業と勤め義父甚八八十歳まで



まゝ孝行を成し、人の徳を直せし風儀は化せしむる道
に推移ありしをかく直せし行条おのつゝ達

君聽文政三年辰十月吉朔若年を興へて嘗て

熊本新助

熊本新助美奈豆村大庄屋は、徳川の世より嘗て
子續と大庄屋を成し、其のちお家一門を興へしは、嘗て
父母の孝行あり、朝暮必由に安否を伺ひ、謀を盡し
けし、毎夜病病を臥し、外よりよび、さうし、醫を請ひ、飲食亦
のこりにあつて、心力を竭し、介保を盡し、終つて

まゝ孝行を成し、人の徳を直せし風儀は化せしむる道
に推移ありしをかく直せし行条おのつゝ達
君聽文政三年辰十月吉朔若年を興へて嘗て
熊本新助美奈豆村大庄屋は、徳川の世より嘗て
子續と大庄屋を成し、其のちお家一門を興へしは、嘗て
父母の孝行あり、朝暮必由に安否を伺ひ、謀を盡し
けし、毎夜病病を臥し、外よりよび、さうし、醫を請ひ、飲食亦
のこりにあつて、心力を竭し、介保を盡し、終つて
まゝ孝行を成し、人の徳を直せし風儀は化せしむる道
に推移ありしをかく直せし行条おのつゝ達
君聽文政三年辰十月吉朔若年を興へて嘗て
熊本新助美奈豆村大庄屋は、徳川の世より嘗て
子續と大庄屋を成し、其のちお家一門を興へしは、嘗て
父母の孝行あり、朝暮必由に安否を伺ひ、謀を盡し
けし、毎夜病病を臥し、外よりよび、さうし、醫を請ひ、飲食亦
のこりにあつて、心力を竭し、介保を盡し、終つて
まゝ孝行を成し、人の徳を直せし風儀は化せしむる道
に推移ありしをかく直せし行条おのつゝ達
君聽文政三年辰十月吉朔若年を興へて嘗て
熊本新助美奈豆村大庄屋は、徳川の世より嘗て
子續と大庄屋を成し、其のちお家一門を興へしは、嘗て
父母の孝行あり、朝暮必由に安否を伺ひ、謀を盡し
けし、毎夜病病を臥し、外よりよび、さうし、醫を請ひ、飲食亦
のこりにあつて、心力を竭し、介保を盡し、終つて

藤助

了耕耨の傍りて一日も怠りなく細心なまきりて草をすくぬ
父武助海をこのみけきく不斬に求て遊んでくまの祖母は孝
忠をあらうとてしむむかひ父すも志をなすくあらうとてし
せさせくぬおの行てもおまよふたは六田比を望み求め家内
六人おこし孝一父すも志をなすく不斬に遊

公藤文政九年戊子月吉朔若子を初り父をけ行跡を考せ
させしりり

武助父子志を同じく孝行けりて父に父に
たのしみおこし孝は稀なりりりり

佐助妻

佐助妻は三毛郡村の人にして生後名を梅けり者なり曾か姑
よとに極老に母をひきかき年々病を病く家内の歩行
たよけいさくをたけ階をたよけ肩より病苦を助け保護
く心を用ひ孝行せりては母よりとて近隣の交りもよ
りてまよ事二つを思ひてきかて懸りりりり
國君の聽に達し文政十年五月とて朔若子を初り書
里の孝行を心算しをあらけり孝せりりり

奇特者

惣五郎

久助

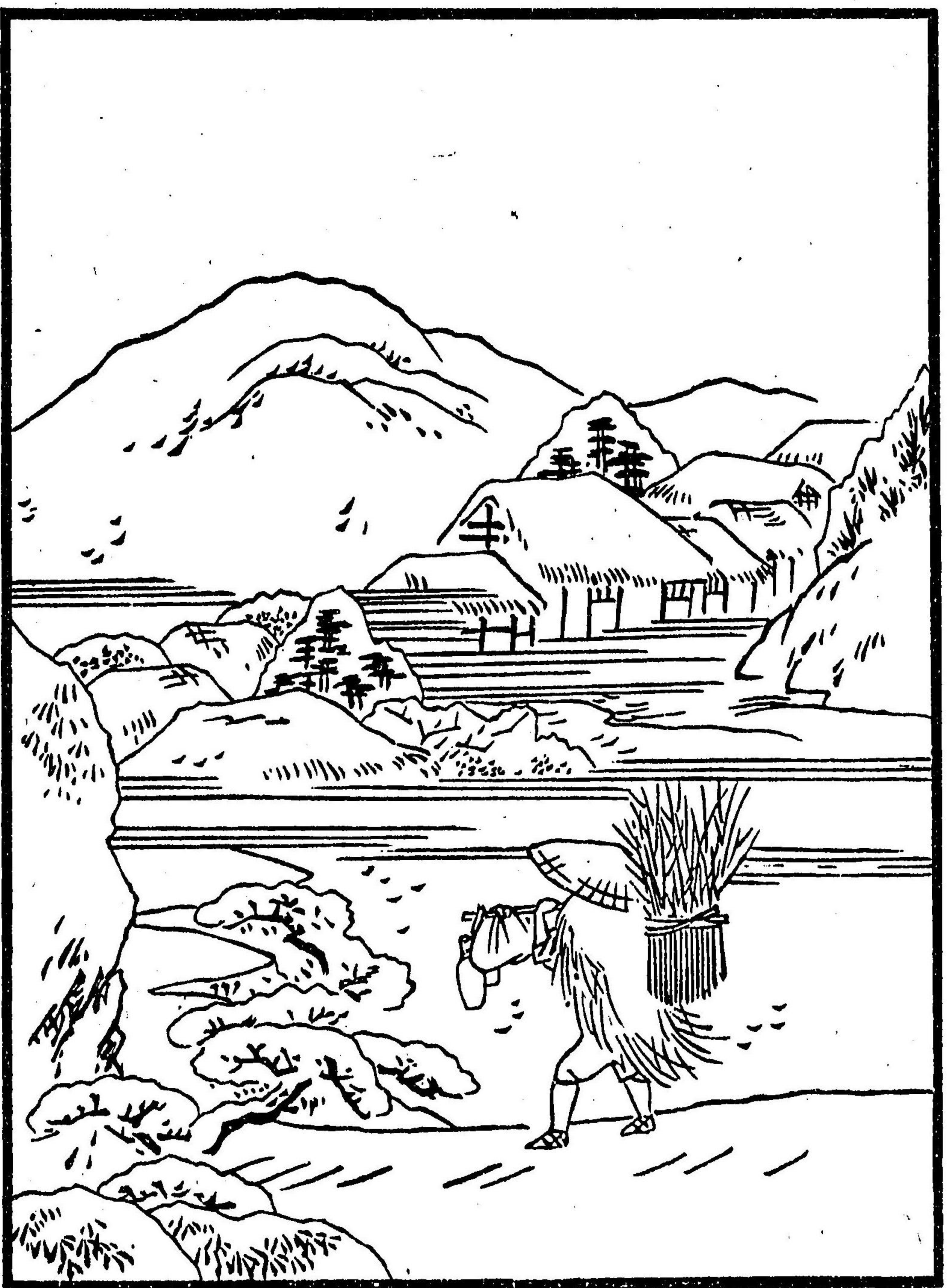
久助ハ矢野村の人ナリ家内五人膝下ニ一子ニシテ其ノ農業
ニ専ラシメ年貢法入ノ先立ニ志スルニ其ノ父ノ役ヲ承知ニシ
トメ人ノ勤ニシテ和順ニ志スルニ俸給ヲ承リ米穀ヲ以テ其ノ
養ニ志スル者ナリ一與ノ志スルノ名入ノ農事ヲ補助シ其ノ人ノ
ためんナリ其ノ様ニシテ其ノ志ヲ承リ其ノ志ノ後ニシテ其ノ志
公轉ニ志スル者ナリ其ノ志ニシテ其ノ志ニシテ其ノ志ニシテ其ノ志

長壽者

茂助
母

茂助ハ下野村の人ニシテ其ノ母百歳ニシテ其ノ志ニシテ其ノ志

公より米五俵を賜り郡廳を以て同く五俵を賜られ
々々自ら其ノ志ニシテ其ノ志ニシテ其ノ志ニシテ其ノ志
けり其ノ他士志スル者ナリ其ノ志ニシテ其ノ志ニシテ其ノ志
愛持セラルル者ナリ



父母にハ炭火を〜〜〜を清くを福昔を〜〜〜
 肴病淋をあげ〜〜〜感涙を〜〜〜
 持着た〜〜〜が〜〜〜
 一限〜〜〜
 礼謝〜〜〜
 一平愈〜〜〜
 醫師の元〜〜〜
 一〜〜〜
 一〜〜〜

源七の家妻を彩々謝禮のおをり入りかまほのらに醫師の報
悉のたの年毎にうきんだる旬あつたかたに十行ぐ用を達す
とるや父又作疲ハ愈々しよ又ハ中風をこつひ製外自由の
十其上月の病中はく牙解難原をいひて重く着病して
く父のわく海をぬきせし石虎羅来ぬく十一此病苦を懸
外々を妻を呼入りた也又老よりく舅姑にく事入家内
日きく時を孝せざるも堪へず奇特の者なる由達
公聴文政元年寅九月未若すと長く享く梅をたのま

十一

たつハ三並村西の娘なり父患此長病より相果しその
病中高より抱せり母も多病を病身なりは病中たつた
たつ日産後候のりかきく粮物を担持く由多きとより
自ら作り牛虎すくしんたもいひて其上虚弱のこま
斗りすかれの農世業をせしむ能く其身は次郎未成
かり強助きくまのいかに一團家の折柄はと年の子
を愛しとらき入のちりくより病中入を養育し病身
の母に意はけく女け男すく孝を述べたる由達
公聴文政三年辰十月未若すと初ひり

弥四郎

弥四郎が耕昇村の人なり田畠を二町余も持て農業をなす
みづから勤めよくありて年々盛んにすむるなり其子の如き
まづかたりのも天資篤實なり者も甚き人の好むなり
且て父母の孝養の志はく父死せりては悲憤なり父の
母を侍りてよく父の如くす或は母病みあやと日夜
衣帯をとりてよく保養し衣帯のほはくすもよく
いへばよくすむるなり越えて自らもいへばよくすむる無
く孝養の志はく父の如くす母を侍りてよく

肉の赤き病ありてよくすむるなり母は年々死せり
甚て父母の死を哀慕するなり思ひて墓を築きて生
たり人の好むなりよく物言なりよくすむるなりその
父母の孝養の時道をよく守りてよくすむるなり其の
志はく耕昇の出もよく父母の機嫌を伺ひてよく言
すもよくすむるなりよくすむるなりよくすむるなり
年々よく勤めよくすむるなりよくすむるなりよくすむる
實績よく自分の用はよくすむるなりよくすむるなりよく
村人ありてよくすむるなりよくすむるなりよくすむるなり

たつとては法皇の行ひ多々の里に身年廿のつららん
化の厚厚のやりのしるは法皇の孝心善行の事しるはつららん
アもむき再交達 君徳文政四年己十二月持しる田地三反
一畝拾歩は法皇の行ひ多々の里に身年廿のつららん
内職のしるは法皇の行ひ多々の里に身年廿のつららん
たまひしる

法皇の行ひ多々の里に身年廿のつららん
父母を忠愛せし徳の孝の事しるはつららん
後之しるは法皇の行ひ多々の里に身年廿のつららん

よるしるは法皇の行ひ多々の里に身年廿のつららん
すかすかすは法皇の行ひ多々の里に身年廿のつららん
のひしるは法皇の行ひ多々の里に身年廿のつららん
夜はしるは法皇の行ひ多々の里に身年廿のつららん
作しるは法皇の行ひ多々の里に身年廿のつららん
やんしるは法皇の行ひ多々の里に身年廿のつららん
まはしるは法皇の行ひ多々の里に身年廿のつららん

おしりも堂々然のいふ事なりけり

幸七

幸七、東の田村の令なり、父母はけく、孝行あり、文政のち、あ
大高を頼ひ、よ、お高心を、け、同、年の、ま、た、各
廿、又、負、七、も、其、ち、の、重、き、病、ひ、ま、せ、り、か、よ、も、病、ま、り、
と、を、端、一、保、護、し、け、る、名、を、敬、信、し、け、り、ま、り、使、後、せ、り、
か、も、幸、七、を、け、り、た、る、事、に、お、も、た、け、み、年、有、後、人、ま、え
た、ち、ま、り、や、り、に、納、め、公、役、を、古、切、の、免、り、ま、り、新、様、階、位
に、特、ま、り、奉、養、を、守、り、お、達、 公、轉、文、政、六、年、未、け、二、月、す、ま、り、

おしりも堂々然のいふ事なり

奇特者

佐野半平

佐野半平、井本町の富も、少く、平日志、堅く、多、之、を、備、く
事、あ、ま、り、は、り、ま、り、今、ま、り、二、万、四、千、兩、を、 上、の、納、せ、り、
褒、賞、を、り、承、代、七、拾、人、技、術、を、り、年、始、の、禮、を、り、け
た、り、ま、り、け、り、

凡此編中、金、ま、り、お、も、た、り、ま、り、を、得、り、者、に、載、れ、り、
半平、の、格、子、の、お、ま、り、ま、り、拔、擢、バクシツ、を、り、ま、り、
し、り、ま、り、ま、り、

勅功者

平山弥十郎

平山弥十郎朝日村の大庄屋なり先祖より數代村役を
 とめしむ代迄十郎とて居る者正保九年よりめて觸中
 一より此方一代もかく事なく觸中大庄屋を任じり
 したるよりあつり是代に勅功も多きなりより白紙島目
 と初りたりしより安きなり其觸下の村に秋月の領地は攝
 たりし 秋月候より彼の家よりよりせりし勅功の初物
 あり其家よりより勅役永続抄より裁たせりしに畧
 ぬ跡十郎天性温和より細民を安撫し嚴密より勅
 功

倦きよりより觸内能治り跡四郎よりより後勅功の
 ありよりより成時 秋月候よりよりせりし跡十郎
 功

序前にて記され御盃を頂載せりめりし
 邦君も田搦のよりより使之家に厚儀よりより金
 たり又秋月領のよりより記すも流知をよりよりぬれ
 天保十年 褒賞を初い毎歳よりより若用よりより波の
 清館よりより年始 の神をよりよりぬ其後涉笠郡
 又後仕組銀寸志居郡民半馬代傍合西三島水
 振助合米よりより事よりより記すも正保
 十一年 金子拾兩を初い料理をよりより頂載せり

奇特者

嘉永六年丑
十月賞譽

赤坂村

善作

同
同年四月

朝日村

林

次

筑紫遺愛集卷七終

111
254

館書圖京東				
一	二	一		
四	五	一		
冊	號	架	函	類門

沈氏家藏書

表槽屋郡
裏槽屋郡

八

筑紫遺愛集卷八目錄

表槽屋郡

孝心者



久原村

松崎村

圓次

平助

利七

千半次

鶴松

上山村

内橋村

興作

藤室門娘

いよ

箱崎浦

義平

田中村

林平

志面村

藤作娘
つ



久原村

篠栗村

善次

利平妻

箱崎村

善若門

久原村

仁作

篠栗村

次六

箱崎村

半次

大隈村

善助娘 吉

名古村

甚吾

箕崎村

藤右門

久原村

利作

松崎村

利右娘 吉

高田村

平作

箱崎村

傳右門

乙大村

庄屋 吉

奇特者

和田村

藤市

篠栗村

郡島和

口村

茂吉

若杉村

九平

萩尾村

左助

酒殿村

口小 妻七

神官浦

弥山弥齋

久原村

吉次

口小 妻七

勤功者

長壽者

尾中村

諸用關

辰次

箱崎村

長助

裏糟屋郡

孝心者

川原村

佐助娘

茂吉

筵内村

藤右門

貞節者

下府村

太平 妻

中六の母に居たり老神をありて父は千次と窮乏の
中よ夜寝米銭をとりおろしりて母の孝養をとなせけり常
由きく母の安否をとり見守りて母を孝養し農業を
なけみ法を納へ人をもてつとをなめ彼は奇特の者なり
と一達 公徳寛政十一年に納若下を初り兄弟の年
生の孝順を貴くす

いよ

いよ内橋村松島村の生むつぎ負入りたる者なり又
に事つて孝あり母を早く没せ其母は三人の弟未^未知^知禱^禱ありし

をいよまひつらに苦に育せり母死後より家治弟より母の
已朝夕に相まきりかやを怨角とて目と送りて兄弟二人
かりとてぬ者なり母没りてははなす田島なる妻をたせり
父も病身に極く難業を迫せりお柄兄夫婦とも病死と
其子孤^孤たりたるも愛育し農業をなけみけり母の任仕
事をもけり子女の世におもひてははなす行りたるも
加は其の傍りて艱苦を凌ぎ父の介抱絶まざる一けり
天いよ^天織をあらわしけり母も弟^弟験^験むす一けり
了父を病に病に快復^{快復}ぬす法を納りて母の任仕たるも

性の門を潰さば家内睦まじくも、金貯より孝行を願ふ致
すをりとも寛政七年未月米若子を納りたり

利平妻

利平八條栗村に存り其妻生得家存りる者にして、彼の田畠
を持ち耕化せんを、姑に事よく孝行を留まじに悦ひ
て、負酒かたり家内を笑ひけしむ。姑に少くも難儀とて、年々
朝夕姑の安否をといひ候初ま。礼義をおこし、三度の合
丁、寧ましく、世見姑の機嫌よきを、又てより、この長めち
自ら食事し、り、孝し、九姑まの心を安せんを、家々、徳人
に對し、も、敬し、礼を存す。利平も、高身は、孝行を自願す。
是と、妻の儀に、年貢法人を、え、納、家内和順あり。由
公聽、是達、寛政十二年未月、ある行跡を、褒賞せられ
米若子と納す。

利平の妻女の身と、一、孝ま、く、ち、に、姑、ま、事、奉、へ、奉
養の、な、ま、さ、し、の、的、芳、の、切、や、い、い、あ、ま、れ、し、れ、を、ま、ま
か、り、の、ま、り、入、は、れ、し、れ、し、り、に、お、や、ま、し、け、れ、ま、ま
ゆ、く、と、身、ま、う、り、み、よ、よ、け、父、母、ま、居、く、姑、に、留、ま、す、
は、く、の、平、生、を、お、ひ、く、は、り、し、し、を、用、ひ、く、馬、車、の、な

利七 親の口後を承りてありのこり
を要ん一親の口後を承りてありのこり

利七

利七 篠栗村の人なり父母に事づく疎まざる由富き持
て野菜を賣りて生計し家内六人を養ひ膝まぐ
月を送りけりその人より津村にありし利七を
早に父母を養ふ事なほけりけりけりけりけり
を求めおきしけりけりけり父母を利七の親を
けりけりけりけり父母を八十六歳母七十四歳に
けりけりけりけり

光義志けりを相承りけりけりけりけりけりけりけりけりけりけり
文化四年の夏身はゆるりけりけりけりけりけりけりけりけりけり
お進孝怠りけりけりけり事達 公聴文化四年卯有ま
細着しを物りけりけりけりけりけり

儀平

儀平 箱崎浦の人なり生るるを承りけりけりけりけりけりけりけり
を承りけりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけり
けりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけり
けりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけり
けりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけり

をきつめ家内膳あき持の者あつし申達

公藤文化九年

申す有き御若千を賜ひしなり

善若清門

善若清門に箱寄材の余り天性を信ずるに立上り威よなきも
老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
世業のほろひては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
の母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
下りて入せん老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては

進りては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
らりては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
ひりては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては
老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては老母のほろひては

お母卒今歳まゝ存命せし天命なりひまをく善善徳の
孝養を多く保護せしむるを志せしむるが如く此の有目
君聴は達しけし米の事と准度して其の行を
賞しよ是文化十二年五月の事なりし也

善善徳の教を愛するの志は志まゝと申す可なり
孝養の事一幸は老母長命なり天命なり孝心
を憐み申す可なり

平助

平助松崎村の人なり日雇或耕作を志す事後記し

はるの事なりし者は若年の時より父母の仕奉りん父
平吉卒今歳母六十六歳にたり文化十二年より十年以て父
中風を病み文體をけかきを絶やせり父の病を治
をぬけしむる農業の事と申す事は事なりし博識者か
に持り善行なりし事なりし必し徳を習ふなりて是なりしを
申せり是日雇或耕作の事なりし必し親の機嫌を伺ひ
後初も孝養を志しかりし事なりしや田舎田舎金持なり年貢
迷はるる事也公役大切に勤め孝心自念を志しし事なりし建
公聴文化十二年五月米の事と申す可なり

あむさく毎夜志面村より博多に往く事
を以て事とせしむる神の御心なれば
ひそかに父の病を伺ひてはみづから
あつちらひ病の隙は田舎を去りて
けしを一族に告ぐ如き礼を以て
夜例の如く父の例に倣ひて
借りて病苦を慰め年貢の福を以て
いかりに収納せしむる父の病は
十四年の冬にみづから悲傷た
急ぎて其の母に告ぐ事ありて
其の孝行を以て公聴文政元年
月米を以て與へて褒美せしむる
みづから父母の事ありて父の
此の衣を着て居りて耕耘する
男の子ありて父死に悲傷甚し
生きて愛敬し死に哀慕する
次六 篠栗村の酒あがり
穂波郡八木山村の孝女

次六

次六 篠栗村の酒あがり
穂波郡八木山村の孝女

流^いりたる事^事、老^老角^角多^多窮^窮の者^者、窮^窮淫^淫せき^き、格^格世^世活^活の
一^一旦^旦若^若年^年の者^者、不^不心^心の事^事、あらあま^まの教^教導^導を^をか^から
隠^隠徳^徳を^を抱^抱、世^世を^を成^成す^すの^の 國^國君^君の^の聽^聽す^す達^達
文^文政^政二^二年^年外^外、胃^胃米^米を^を洞^洞若^若子^子を^を始^始ひ^ひ、厚^厚く^く崇^崇め^めら

半次

半^半次^次は^は箱^箱崎^崎村^村の^の人^人、り^り田^田島^島一^一町^町余^余持^持ち^ち農^農業^業に^に心^心を^をお^お
田^田地^地水^水引^引は^はけ^け、他^他人^人の^の田^田地^地を^をも^もろ^ろ田^田を^をも^もろ^ろた^たり^り、教^教印^印を^を
も^もろ^ろ、自^自家^家の^の田^田地^地は^は地^地味^味悪^悪く^く、格^格下^下余^余米^米を^をり^り、り^りも^もる^る責^責
は^は、あ^あま^まら^らよ^より^り、い^いく^く骨^骨を^をお^お耕^耕作^作せ^せり^り、り^りも^もる^るあ^あま^まの^の

者^者も^も農^農業^業の^のい^いま^ま、ハ^ハを^を者^者を^をい^い、と^と、其^其木^木を^をま^まく^く
行^行く^く、強^強後^後を^をと^とり^り、當^當ち^ちは^は、業^業を^をも^もろ^ろ、り^りも^もる^る田^田島^島一^一町^町、糞^糞た^たり^り
荷^荷を^を重^重用^用、人^人を^を賤^賤ま^まり^り、き^きけ^けり^り、か^かや^やの^の業^業を^を流^流ら^らる^る者^者ハ
心^心を^をい^い、と^と、あ^あま^まの^のた^たま^ま、い^い、と^と、半^半次^次ハ^ハ志^志を^をい^い、と^と、母^母に^にも^も孝^孝行^行ハ
志^志を^をい^い、と^と、ら^ら、人^人を^を務^務ま^まり^り、と^と、慈^慈孝^孝也^也 公^公聽^聽文^文政^政二^二年^年外^外
胃^胃米^米若^若子^子を^を洞^洞若^若子^子を^を始^始ひ^ひ、平^平日^日の^の行^行跡^跡を^を褒^褒賞^賞す^す、と^と、

きち

き^きち^ちハ^ハ大^大隈^隈村^村首^首助^助の^の娘^娘が^がり^り、父^父首^首助^助文^文政^政三^三年^年より^{より}十^十年^年以^以お
病^病死^死し^し、獨^獨母^母を^を養^養ひ^ひ、終^終不^不仕^仕合^合と^と、り^り、田^田島^島家^家居^居す^す、と^と、

かき極めく築一外に就談とくもけりれは老母と備
あまらるを救柱よの押ゆひけりまら生れ言替りる者もく
かひくくくくくき絶針或ハ人よ存んまきくくく一日を送
ア助てりいよ老母よハ極も不自中をもんせり一辺隣の者よ
のまら孝心かきをうん一外の僕様とらハまきくくく
其日くの糧食をととのへけり村内の岡みまけり子
共も生立人にもくくまらけは是まら心まはる可也申達
公轉八木若子と仰ふとハ文政三年辰五月たりも一先
まら夫を呼べりまらまらまらぬ者まらあまら
久父のまらと懸らまら其のまら後夫をいれす久探ま
稀かきものにてあまら

甚吾

甚吾只名吉村の人なり幼年より母を喪ひ兄甚吾と共よ
又甚吾のまら青にん人かきまら父老まら及ひ安り不白
中まらををい心まら一係護せり兄甚吾を生れ虚弱まら
志らも考家まら者かきまら甚吾まらまらまら一其給
米まらく一兄を助け父をまらひとまら父の賄まら不悦父の
あ不ほまらとハ父死せり一久其まらまらまらまら

かゝる事をしりし十三歳知事たる別もまのやうなるものも
乳をゆらひて昔昔一人人いふやうなり知事より親
の心と妻人いふやうな心もせりたる者業の方と
一夜の女子の心を各親より人の衣敷をよの何れと又
のち自由せしめし心もいふやうな志業をいふやうな
儀よりいふやうな儀もいふやうな娶らむ聘一けし
と代子婦より親のまじいりけしや青の娘よりいふやう
若く角よりいふやうな教へ後にはいふやうな知事
いふやうな一孝なりやまゝ一物のいふやうな達

公聴米着手を知りてよく賞與せしむる

平作

平作は田村の人と志業者なり其は七十五歳なり其は
く母を喪ひ父次之病ありて素業の傍きかへり田
村に居るよき事なり其は春せり平作十三歳のころより
在公一けしり父病ひより其は病なり其は病
及後追者の志業なり其は耕種をせしむる田
よりいふやうな六八回けし持ち去る年より十六年の
首を村中をいふやうな納めり其は村中素業をいふやうな

切の論一道路をのちきまを修補よす一或ハ杖革鞋せうを
柳一行跡なを務仕たを越達 公聴を弼たすを弼たすを弼たす
され其書しよを弼たすの時代じだいに

傳右衛門

傳右衛門箱寄村杖つの角かくの里さとを人ひとを母ははを
ままの書しよを弼たすの法はふ人ひとを弼たすを
めめの書しよを弼たすの法はふ人ひとを弼たすを
業わざを弼たすの法はふ人ひとを弼たすを
ととの書しよを弼たすの法はふ人ひとを弼たすを

けけの母ははを弼たすの法はふ人ひとを弼たすを
ををの書しよを弼たすの法はふ人ひとを弼たすを
ととの書しよを弼たすの法はふ人ひとを弼たすを
他たの書しよを弼たすの法はふ人ひとを弼たすを
ららの書しよを弼たすの法はふ人ひとを弼たすを
了りょうの書しよを弼たすの法はふ人ひとを弼たすを
進しんの書しよを弼たすの法はふ人ひとを弼たすを
りりの書しよを弼たすの法はふ人ひとを弼たすを
米こめの書しよを弼たすの法はふ人ひとを弼たすを

公聴天保六年未二月

勸吉

勸吉は天丸の存をかりて父系吉に就て者たるを救す
は先活方よりかかると勸吉は父よりいひてまめや
ま助けき六村よりうらつき農業をつとめ九年貢を供し
のりて吉の郡中ききあひて皆同せりといふ勸吉父母に事入
いさくも其言を承りて父血年中風を病み打所難治
まきけりてを救ふに例を居りいふ言を承りて
とて田圃なりて履り作物或は清川の漁りてを
其の種を心とて病苦を慰みたり公好の用を
まかすも父は言一信を必而り信吉といふ者
十九文は成けりて是又孝子の志なりて兄を
一のりて父も甚悦りて兄を農業をまけり
本意を失ひて貸金も儉約をせりて家舉る志
公聴を頼着るを知りて書書に育りの
かしき

奇特者

藤市

藤市は和田村の人なりて得安侯から者なりといふ
幸より親の代りて勤めたりて一日

はくたの追ひ後又入るも一田島とつけ居一再び百姓の本
つきの教自ら魂を研き就族をり昔育せ一善行の
はくたの世に取らせし達
君聴寛政十年午六月廿二朔
若くは世に取らせし達

郡島和内

郡島和内の篠栗村の者より百姓の本意をとりて耕
耘をせけみ農人の心もかゝるまじき人なりゆゑは近年高
牙より一かゝる某の故を儀りおのれ別宅へ引籠り
居るも此處は先代よりたゞ家筋より年姑の神を

ゆゑは近年行司格に宗首判形をとり別格紙別格紙といふ字
旨判形のしき

和内の人の心もかゝるまじき人なりゆゑは近年高
牙より一かゝる某の故を儀りおのれ別宅へ引籠り 姓を移さるるまじき

免さるるなり或時和内思慮を廻すに農夫の者より格式

かゝる事よりいふるも思慮を廻すに農夫の者より遠く農

家の者より志願するにかりき事なりとされ以前

の如く村並の帳加り一統百姓の列ありは子孫の者より

活す一農業者は格方を過さしむる念のせむきつものに

折へる事 上より下まで或はかりの心もかゝるまじき人なり

世の量よりなりぬし人扶持をりておのれは久原福のこも

七ヶ村を以て付置し余分の米錢を併けたりたるを捨て
りたる申す事と云行達
公聽文政元年あり
獲り申す事なり

茂吉

茂吉ハ篠栗村の人と云同村より何葉の米を以て生る必
しありて農業者を勤み田島一町九反余持抱へ年々法上納
米を收納し米錢を奉り方意より他人の交りて可く奇特の
者なり由達
公聽文化六年未十二月に御書に
うつけたまひし

九平

九平ハ若杉村の人と云田島米を持抱へて米屋の主人と
しりて米を以て人々を勤めりて米を以て人々を勤めり
中極美の身と云多額の米を以て米屋を勤めりて米を
以て人々を勤めりて米を以て人々を勤めりて米を
以て人々を勤めりて米を以て人々を勤めりて米を
公聽文政四年巳四月米七俵と云之を獲り申す事なり

左助

左助ハ萩尾村の人なり田島二反七町余持抱へ農業者を勤め
りて米を以て人々を勤めりて米を以て人々を勤めりて米を
以て人々を勤めりて米を以て人々を勤めりて米を

代人持持をわくひたを格格まかりり比天保六年未六

月打りり

三葉拍屋郡の部人
とてしるす

吉次

吉次は久喜村の人なり四島所ニ及余より耕作より力を

年貢ハ少年村中一高ハ納一且平自他人の交りも存く家

内文人膝まゝく等志よりき候達 君聴天保六年

米差年を初り候より

勤功者

辰次

辰次は尾中村の人なり法用を執り候より米差年を初り候

切替あり越達 公聴獲事よりしるす

長壽者

長助

長助は箱崎村の人なり父より長助百歳の事あり

年有月也 君聴極老を惜みなり年ニ米差儀を初り

きりり家内の者なり孝養をせりり

候よりり長助百歳の事ありり

米差二日なりり又米拾五儀を初り

裏糟屋郡

孝心者

まき

まき川原村佐助娘ありて先母介婦ありてまきを
 うみてのちあましく養ひてまき三才あるを父母を佐助は
 婦ありてまき五歳の時母死はるるにまき先父佐助は
 よし祖母の苦勞ありてまきありてまき成長を随ひんか
 まきありて居る夜辛勞ありて先父并に極老の祖母事入
 孝行深きありて先父祖母をまきの如く慈愛せしが
 くてまき行ひんか世に名を達

公聽文化十年酉十月十日綱孝をたひり

藤右衛門

為忠實の建内村の人とて、其の母を愛せしむる者、母の老を
をせむ、其の母を侍りて、死をせしむ、父を侍りて、老を
に、今成り生後父を侍りて、歩りて、其の母を愛せしむる者
一けり、天保元年、才す、其の母を侍りて、老をせしむる者
の母を侍りて、老をせしむる者、其の母を愛せしむる者、
十一日、其の母を侍りて、老をせしむる者、其の母を愛せしむる者、
の母を侍りて、老をせしむる者、其の母を愛せしむる者、



大切の務めり又子も老を多く養育せり美濃の才が
取救助もけり村卒の交りをも家内八人膝下り
まきけり由達 公聴米若干と知りてきよ天保七年
申六月の事

為老篤父なるの日暮老を命に
に思ひて老を多く養育せり美濃の才が
取救助もけり村卒の交りをも家内八人膝下り
まきけり由達 公聴米若干と知りてきよ天保七年
申六月の事

貞節者

太平妻

去年八月府村の令りてきよ美濃の才が
取救助もけり村卒の交りをも家内八人膝下り
まきけり由達 公聴米若干と知りてきよ天保七年
申六月の事

たしきくともたしきくとも

公藤文政三年

辰三月末着丁と仰り積年の欠席を堂へ

嘉永年中迄存生者

表糟屋郡

孝心者

亥四月

和田村

又六

亥四月
称譽

篠栗村

卯作

年月
不詳

若杉村

茂作

同上

炭焼村

石瀬門

奇特者

称譽年月
不詳

篠栗村

九平

同上

障子嶺村

和三郎

勤功者

安政中称譽後
羣故記此

篠栗村
大庄屋

郡島和内

裏糟屋郡

孝心者

文政二年卯
十月賞譽

新原村

弥平

後家

奇特者

文政三年卯
四月賞譽

上府村
庄屋

市藏

文政三年辰
三月日

三若村
惣平

文政九年戌
十月日

川原村

善次

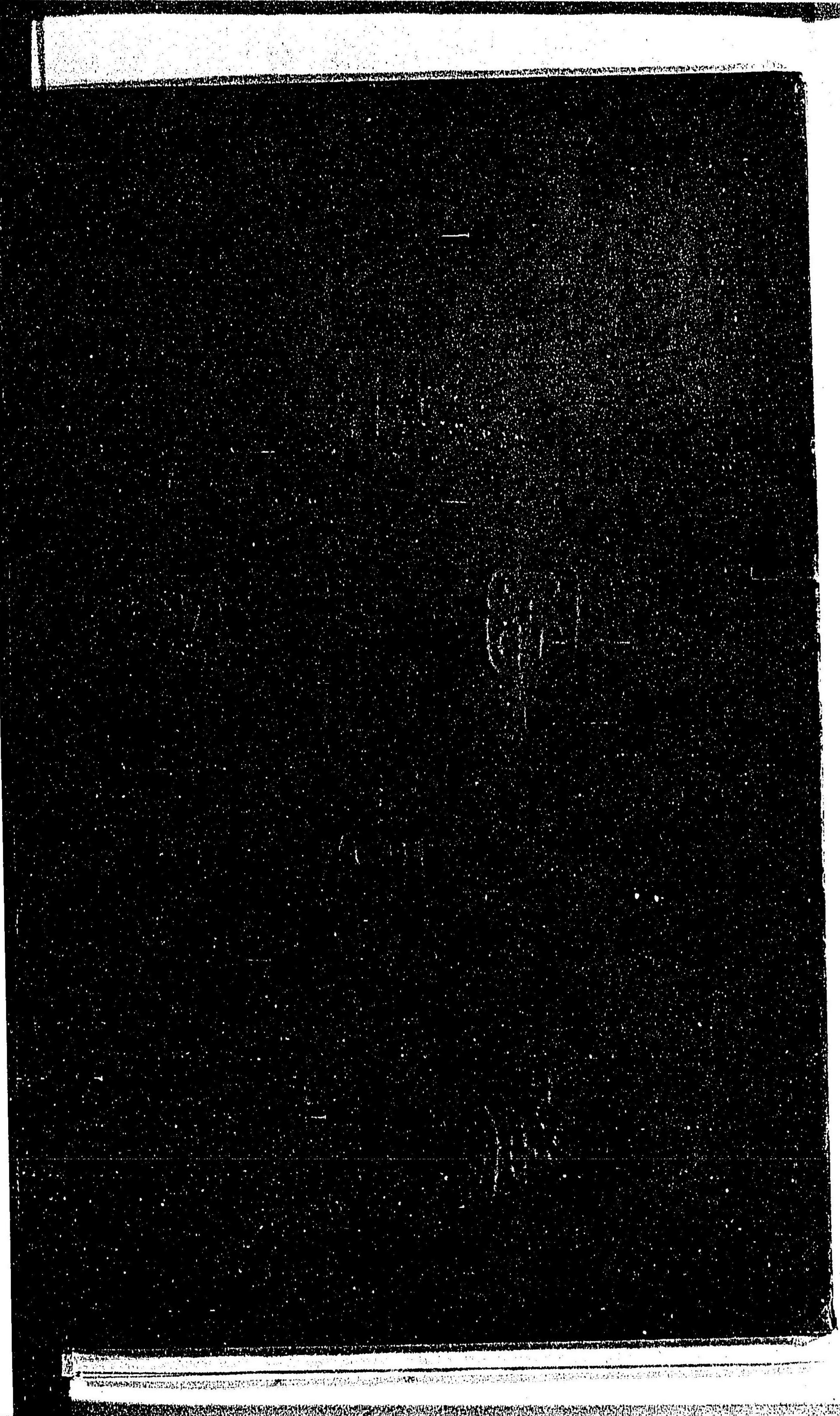
天保四年巳
十月日

青柳村
九右衛門

筑紫遺愛文集卷八終

111
合 7
254

1942



1942

111
7
254

筑紫系遺愛集

上座郡 下座郡
夜須郡 表指座郡
裏指座郡
八